

千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）【令和4年～8年】策定イメージ

1 計画策定の趣旨

(1) 近年のDVの状況

[相談状況]

- ・県内市町村及び県配偶者暴力相談支援センターにおいて、依然として県全体で15,000件のDVに関する相談が続いている。
- ・相談内容は、身体的暴力よりも心理的な暴力が多い。
- ・DV被害者は、女性だけではなく、年間100人程度男性の相談があるが、相談窓口等情報が限られており適切な対応が難しい。
- ・新型コロナウイルス感染症対策により外出自粛や休業等の状況下が続いており、生活不安やストレスによるDV被害等の増加、深刻化が懸念されている。

[児童虐待との連携]

- ・一時保護入所者の半数は、同伴児がいることや面前DVの増加など児童虐待部門との連携は重要である。

[加害者対策]

- ・一時保護入所者の10%は自宅へ戻る、また加害者との再生を期待している被害者もいることから「DV」の根絶を図るためにも加害者対策について知見をもつべきである。

[被害者支援]

- ・被害者は、「住まい」「経済面」「子ども」のことなど生活全般について不安な状況下にあり、支援者側は制度の紹介等情報提供だけではなく、被害者と共に今後の生活全般について考えたり、同行支援等コーディネーター的役割をもつ支援者の存在が求められている。

[「DV」の啓発・予防教育]

- ・県民に「DV」の言葉は広く周知されているが、DVの形態など具体的な内容については更なる理解が求められる。
- ・各調査結果から、DVをなくしていくために必要な取組は、「若い世代からの予防教育である」という意見が多数をしめた。

(2) 千葉県のめざす姿

DVの根絶を目指して、誰もが安心、安全に生活できる社会の実現。

(3) 基本的な考え方

第4次計画内容を引き継ぎつつ、DVを取り巻く現状と課題を踏まえ、「①被害者、加害者に向けた効果的な広報啓発の実施」「②支援者の資質向上、相談・一時保護体制の充実」「③被害者の自立に向けた切れ目のない支援」「④児童虐待との連携強化」「⑤官民一体となった支援体制の構築」の5つの方向性を重点として策定に取り組む。

2 計画の概要

(1) 位置付け

DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく法定計画

「第5次千葉県男女共同参画計画」「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」との整合性を図る。

(2) 計画期間

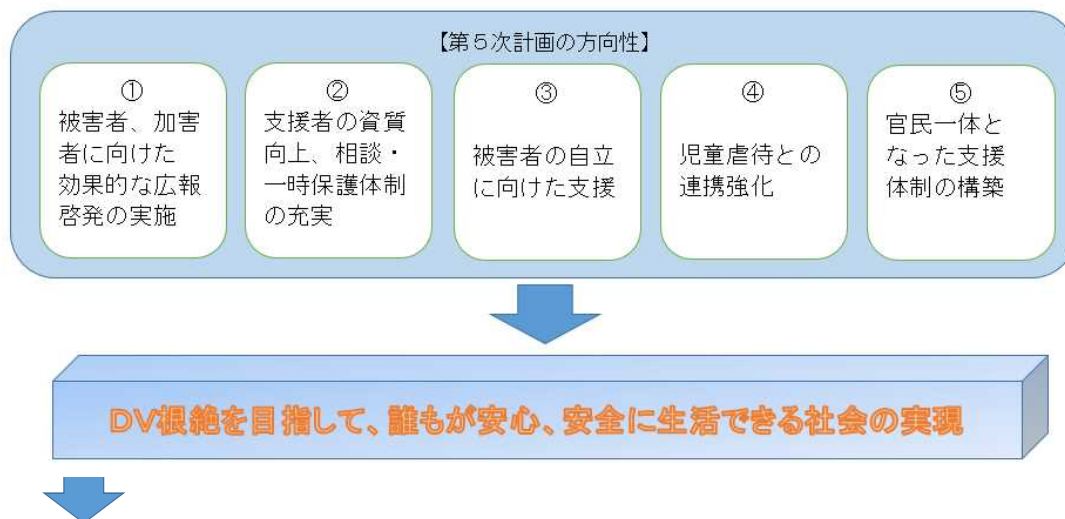
令和4年度から令和8年度（5年間）

※DV防止法改正・国の基本方針見直し等の際は、必要に応じて見直す。

※毎年度、DV防止対策検討会議にて前年度の評価を実施。

(3) 構成

- ・目指すべき方向
- ・基本目標
- ・具体的な取組 数値目標の検討
- ・評価 ア 進行管理票 イ 評価シート ウ 外部有識者委員による検討会議



3 計画の体系

別紙 1 参照

4 数値目標案

	取組	第4次計画の目標	結果	第5次計画の目標	
1	DV予防セミナーの開催回数の拡大	5年間で250回	5年間で224回(H28～R2)	5年間で300回(年60回)	拡充
2	市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進	11市での設置	5市での設置	11市での設置	継続
3	DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進	全(54)市町村	43市町	全(54)市町村	継続
4	DV防止と児童虐待防止の担当部署による実務者会議の開催	年2回以上	年2回以上の実施	年3回以上	拡充

	取組	調査	結果	第5次計画の目標	
1	DVにあたる行為についての認知	インターネットアンケート調査 大学生意識等調査	精神的・経済的DVの認知で8割以下の項目が見られた	全ての項目において100%を目指す	新規
2	DVに関する相談窓口の認知	インターネットアンケート調査 大学生意識等調査	「知らない」の回答が23% 「知らない」の回答が53%	「知らない」回答を0%へ	新規
3	配偶者からの暴力の相談経験	男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査	「相談した」と回答したのは全体で25%、女性33%、男性11%。	「相談した」の割合を60%へ	新規

5 その他新規・拡充事業案

○インターネットを活用した広報啓発及び相談体制の整備【拡充】

(新型コロナウイルス感染症予防対策を見据え、また加害者にも気づきを与える広報啓発を含める)

○多様性を目指した相談窓口拡充に向けての支援者(相談対応者)の資質向上【拡充】

・専門的研修及びスーパービジョン体制の整備

○加害者更生プログラムについて国の動向を踏まえ加害者対策の検討【新規】

○市町村、児童相談所と連携した相談支援マニュアルの内容面の見直し【拡充】

○民間支援団体との定期的な実務者会議の開催【拡充】

○県配偶者暴力相談支援センターと市町村の連携強化のための地域会議の開催【拡充】

DVの根絶を目指して、誰もが安心、安全に生活できる社会の実現

基本目標

施策の方向

I DVを許さない社会に向けた啓発・教育の促進

1 多様な主体に向けた広報啓発の推進

- ① DVの根絶に向けた啓発の充実
- ② DV被害者等に向けた情報提供の充実
- ③ 企業・団体等に対するDVへの理解の促進
- ④ DV被害の早期発見・通報体制の充実
- ⑤ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮
- ⑥ **加害者に向けた啓発**

II 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

2 DV予防教育の推進

- ① 人権教育の充実
- ② 道徳教育の充実
- ③ 若者を対象とした予防教育の充実
- ④ 教育機関等の職員に対する研修の充実

3 相談体制の充実

- ① **多様性等に配慮したDV被害者相談体制の充実**
- ② 配偶者暴力相談支援センターの機能強化
- ③ 警察による支援の充実
- ④ 苦情処理体制の充実

4 安全確保と一時保護体制の充実

- ① 緊急時における安全の確保
- ② 一人ひとりのケースに応じた保護体制の充実
- ③ 同伴児への支援の充実
- ④ 警察等による安全確保の取組

III 被害者の自立に向けた支援

5 生活の安定に向けた支援の推進

- ① 被害者の自立に向けた総合的な支援の充実
- ② 地域でのサポート体制の整備
- ③ 精神的なケアの充実
- ④ DV被害者が必要とする各種制度の周知と活用への支援

6 生活基盤を整えるための

- ① 住宅の確保
- ② 就労の支援

IV 子どもたちへの安全確保とDV被害の影響への支援

7 虐待の早期発見と安全確保

- ① DV相談と児童虐待相談の連携
- ② 地域における継続的な見守りの取組

8 子どもに対するケア体制の充実

- ① 子どもの精神的なケア
- ② 子どもの**学習等**への支援

V 市町村におけるDV対策の促進

9 市町村における支援体制の強化

- ① DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進
- ② 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進

10 地域における連携体制の整備

- ① 切れ目のない支援体制に向けた市町村との連携強化
- ② 緊急時における安全の確保

VI 被害者支援のための体制強化

11 職務関係者の資質向上

- ① DV職務関係者研修等の充実
- ② 切れ目のない支援のための専門性の向上に向けた取組

12 関係機関との連携強化

- ① 市町村や関係機関等による県内のネットワークの強化
- ② 国及び他の都道府県との連携の促進